

第 8 配当所得の源泉徴収事務

I 源泉徴収の対象となる配当所得の範囲

源泉徴収の対象となる配当所得は、次の表に掲げるとおりです（所法24、25、181、212、措法8の3、9の2、9の3の2、37の11の6）。

1 配当等の範囲

種 類	内 容
剰余金の配当	<p>法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）が支払う剰余金の配当（株式（投資口を含みます。）又は出資（法人課税信託の受益権、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含みます。）に係るもの）に限り、資本剰余金の額の減少に伴うもの並びに分割型分割（法人課税信託に係る信託の分割を含みます。）によるもの及び株式分配を除きます。）</p> <p>（注）剰余金の配当には農業協同組合等がその出資に応じて支払う配当で次に掲げるものが含まれます（所令62①）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 企業組合がその組合員にその企業組合の事業に従事した程度に応じて支払う分配金 ② 協業組合がその組合員に定款の別段の定めに基づき出資口数に応じないで支払う分配金 ③ 農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合のうち、組合員に給与を支給している組合が、その組合員にその組合などの事業に従事した程度に応じて支払う分配金 ④ 農住組合がその組合員に組合事業の利用分量に応じて支払う分配金 ⑤ 労働者協同組合がその組合員にその労働者協同組合の事業に従事した程度に応じて支払う分配金 <p>（*）協同組合等が支払う分配金であっても、その協同組合等の事業を利用した分量（取り扱った物の数量や金額）などに応じて支払うもので、その協同組合等の所得の計算上損金に算入されるいわゆる事業分量配当は、配当所得ではなく事業所得などになります（所令62④）。</p>
利益の配当	<p>合名会社、合資会社、合同会社、特定目的会社がその持分や口数に応じて支払う利益の配当</p>
剰余金の分配	<p>船主相互保険組合法上の船主相互保険組合から支払われる配当など</p>
金銭の分配	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第137条の金銭の分配（出資等減少分配を除きます。）</p>
基金利息	<p>相互保険会社が保険業法第55条第1項の規定により基金の拠出者に対して支払う基金利息</p>

投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配 この収益の分配には、毎決算期ごとに支払われる分配金と信託契約の終了又は一部解約により支払われる分配金とがありますが、いわゆるオープン型の証券投資信託の分配金のうち、元本の払戻しに相当する部分として分配される特別分配金（収益調整金の分配金）は、非課税とされており、ここにいう収益の分配には含まれません（所法9①十一、所令27）。
---	--

(注) 法人税法第2条第12号の15に規定する適格現物分配に係るものは、源泉徴収の対象となる配当等から除かれます。

2 みなし配当所得

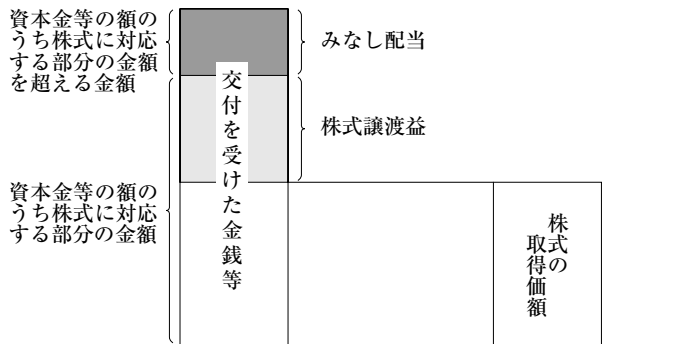
(1) みなし配当の範囲

種 類	内 容
みなし配当	<p>法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の株主等が、次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額とその他の資産の価額の合計額が、その法人の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなされて課税の対象とされます（所法25①、所令61①）。</p> <p>(1) その法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含み、適格合併を除きます。）</p> <p>(2) その法人の分割型分割（適格分割型分割を除きます。）</p> <p>(3) その法人の株式分配（適格株式分配を除きます。）</p> <p>(4) その法人の資本の払戻し（資本剰余金の額の減少を伴う株式に係る剰余金の配当のうち、分割型分割によるもの及び株式分配以外のもの並びに出資等減少分配をいいます。）又はその法人の解散による残余財産の分配</p> <p>(5) その法人の自己の株式又は出資の取得（次のイからヌまでの事由による取得及びルの取得を除きます。）</p> <p>イ 金融商品取引所の開設する市場における購入</p> <p>ロ 店頭売買登録銘柄として登録された株式の店頭売買による購入</p> <p>ハ 電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として一定の売買価格の決定方法により有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理をする場合のその売買</p> <p>ニ 事業の全部の譲受け</p> <p>ホ 合併又は分割若しくは現物出資による被合併法人又は分割法人若しくは現物出資法人からの移転</p> <p>ヘ 適格分社型分割による分割承継法人からの交付</p>

種 類	内 容
みなし配当	<p>ト 株式交換による株式交換完全親法人からの交付</p> <p>チ 合併に反対するその合併に係る被合併法人の株主等の買取請求に基づく買取</p> <p>リ 会社法第182条の4第1項(反対株主の株式買取請求)、同法第192条第1項(単元未満株式の買取請求)又は同法第234条第4項(一に満たない端数の処理)の規定による買取</p> <p>ス 会社法第167条第3項(効力の発生)若しくは第283条(一に満たない端数の処理)に規定する一株に満たない端数(これに準ずるものを含みます。)又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の19(一に満たない端数の処理)に規定する一口に満たない端数に相当する部分の対価としての金銭の交付</p> <p>ル 取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価としてその取得をする法人の株式のみが交付される場合の取得請求権付株式の取得、取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式のみが交付される場合(その取得の対象となった種類の株式の全てが取得をされる場合には、その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合を含みます。)の取得条項付株式の取得又は全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式(その株式と併せて交付されるその取得をする法人の新株予約権を含みます。)以外の資産(その取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除きます。)が交付されない場合の全部取得条項付種類株式の取得</p> <p>(6) その法人の出資の消却、出資の払戻し、その法人からの社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又はその法人の株式若しくは出資をその法人が取得することなく消滅させること</p> <p>(7) その法人の組織変更(その組織変更に際してその組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限りませう。)</p> <p>(注) 1 資本金等の額とは、株主等から出資を受けた一定の金額をいいます(法第26条、法令8)。</p> <p>2 被合併法人又は分割法人の株主等に株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産及び合併に反対するその株主等に対する買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産は、所得税法第25条第1項の金銭その他の資産には含まれず、それぞれ配当所得に係る収入金額及び株式等の譲渡所得等に係る収入金額とされます(所令61③)。</p>

種 類	内 容
みなし配当	3 合併法人又は分割法人が、被合併法人の株主等又はその分割法人の株主等に対し合併又は分割型分割により株式その他の資産を交付しなかった場合においても、その合併又は分割型分割が合併法人又は分割承継法人の株式の交付が省略されたと認められる一定のものに該当するときは、これらの株主等がその合併法人又は分割承継法人の株式の交付を受けたものとみなして、上記の取り扱いをすることとなります(所法25②、所令61④)。

(2) 配当等とみなす金額



○ 資本金等の額のうち株式に対応する部分の金額

- ① 自己株式の取得等をした法人が一種類の株式のみを発行していた場合

$$\text{資本金等の額のうち株式等に対応する部分の金額} = \frac{\text{資本金等の額}}{\text{発行済株式等の総数}} \times \text{株主等有していたその自己株式の取得等に係る株式の数}$$

- ② 自己株式の取得等をした法人が二以上の種類の株式を発行していた場合

$$\text{資本金等の額のうち株式等に対応する部分の金額} = \frac{\text{その種類の株式に係る種類資本金額}}{\text{その種類の株式の総数}} \times \text{株主等有していたその自己株式の取得等に係るその種類の株式の数}$$

(注) ①の算式の「資本金等の額」又は②の算式の「その種類の株式に係る種類資本金額」が零以下である場合は、零とします。

II 配当所得に対する源泉徴収

1 居住者に支払う配当所得

①居住者に対し国内において配当等を支払う者、②居住者に支払われる国外投資信託等の配当等（配当等に該当する投資信託又は特定目的信託の収益の分配のうち、国外で発行され国外で支払われるものをいいます。）の国内における支払の取扱者、又は③居住者に支払われる国外株式の配当等（国外で発行された株式の利益の配当で国外で支払われるものをいいます。）の国内における支払の取扱者は、その支払又は交付の際、次の表に掲げるところにより、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行うことになっています（所法181①、182二、措法8の2、8の3、8の4、9の2、9の3、9の3の2、37の11の6）。

〔居住者に支払う配当所得の概要〕

課税方式	対象となる配当所得	源泉徴収税率	確定申告不要制度の適用
総合課税 (注5)	① 上場株式等の配当等 (特定株式投資信託の収益の分配を含みます。) (②～⑥を除きます。)(注1、2、3) ② 公募証券投資信託の収益の分配 (特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。) ③ 特定投資法人の投資口の配当等	15.315% (注4)	原則として、確定申告をすることを要しません(措法8の5①二～四)。(注5)
申告分離課税	④ 公募投資信託の収益の分配 (証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。) ⑤ 公募特定受益証券発行信託の収益の分配 ⑥ 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当 (公募のものに限ります。)		原則として、確定申告をすることを要しません(措法8の5①三、五、六)。(注6)
総合課税	⑦ ①～⑥以外の配当等	20.42% (注3)	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間(その配当等の直前にその法人が支払った配当等の支払に係る基準日の翌日からその法人が支払う配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。)の月数(最高12か月)を乗じてこれを12で除し

課税方式	対象となる配当所得	源泉徴収税率	確定申告不要制度の適用
総合課税			て計算した金額以下であるものについては、確定申告をすることを要しません(措法8の5①一、9の2⑤)。 ただし、確定申告をして源泉徴収税額の還付を受けることもできます。(注7、8)
源泉分離課税	⑧ 私募公社債等運用投資信託の収益の分配(注9) ⑨ 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当(私募のものに限ります。)(注9)	15.315% (注4)	確定申告をすることはできません(源泉徴収だけで納税が完結します。)(措法8の2)。

(注)1 「上場株式等」とは、金融商品取引所に上場されている株式など、租税特別措置法第37条の11第2項第1号に規定するものをいいます。

2 発行済株式の総数又は出資金額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人(以下「大口株主等」といいます。)が受ける配当等を除きます。この場合、大口株主等が受ける上場株式等の配当等については、⑦の配当等に含まれることとなります(措法9の3一)。

3 配当等の支払を受ける者でその配当等の支払に係る基準日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第2条第10号に規定する同族会社に該当することとなる法人と合算してその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有することとなる者が受ける上場株式等の配当等は、大口株主等が受ける上場株式等の配当等と同様に、⑦の配当等に含まれることとなります(措法8の4①)。

なお、この者が受ける上場株式等の配当等に適用される源泉徴収税率は15.315%になります。

4 このほかに地方税5%の特別徴収が必要です。

5 ①から③までの配当所得については、総合課税に代えて申告分離課税の適用を受けることができます(措法8の4①②)。また、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、申告分離課税の適用を受ける上場株式等の配当所得等の金額を限度として、その配当所得等の金額から控除することができます(措法37の12の2)。

なお、適用に当たっては、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択して適用することとなります。

6 上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、申告分離課税の適用を受ける上場株式等の配当所得等の金額を限度として、その配当所得等の金額から控除することができます(措法37の12の2)。

7 1回に支払を受ける金額が適用金額を上回る配当等については、確定申告を要します。ただし、給与所得者で給与所得以外の配当所得などの所得が20万円以下の人は、原則として申告を要しません(所法121①)。

8 国外投資信託の配当等及び国外株式の配当等が確定申告を要しない配当所得に該当するかどうかについては、⑦の配当等としてその適用の有無を判断しま

す（措法8の3⑥、9の2⑤）。

9 上場株式等（措法37の11②一）に該当するものを除きます（措法8の2①）。

（参考） 投資信託等の課税関係の概要は、次のようになります。

投資信託等の税務上の区分		課税関係 (公募) (私募)		運用指図
【投資信託】 (有価証券、不動産 など特定資産)	証券投資信託…………… (主として有価証券)	公社債投資信託……………		指図型
		特定株式投資信託……………		
		上記以外の証券投資信託……………		
	証券投資信託以外の 投資信託(上記以外)……………	公社債等運用投資信託……………	*	非指図型
		上記以外のもの……………	*	
【特定目的信託】 (財産権一般)	社債的受益権(確定利付等のもの)……………	*	*	指図型
	その他の受益権(上記以外のもの)……………			
【特定受益証券発行信託】……………				

(注) 1 括弧書きは、運用資産等を表します。

2 は、利子所得を表します。

3 は、配当所得を表します。なお、*印は利子所得課税に準じた課税方法を表します。

2 内国法人に支払う配当所得

内国法人（非課税法人を除きます。）に配当等を支払う者や、内国法人に支払われる国外投資信託等の配当等及び国外株式の配当等の国内における支払の取扱者は、その支払又は交付の際、上記1の表^(注1)の区分に応じた税率により源泉徴収を行うことになっています（所法212③、213②、措法8の2④、8の3③、9の2②、9の3、9の3の2）。

ただし、内国法人（一般社団法人等^(注2)を除きます。）に対して支払うべき配当等で次に掲げるものについては、源泉徴収を要しないこととされています（所法177、212③）。

- (1) 法人税法第23条第5項に規定する完全子法人株式等に該当する株式等（同条第1項に規定する株式等をいい、その内国法人が自己の名義をもって有するものに限ります。次の(2)において同じです。）に係る配当等
- (2) その内国法人（その内国法人が他の内国法人（一般社団法人等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式

等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の株式等^①を有するなどの一定の場合におけるその内国法人に限り、)が支払を受ける当該他の内国法人の株式等(上記(1)の完全子法人株式等に該当する株式等を除きます。)に係る配当等

(注)1 上記1の(注)2から9までの適用はありません。

2 「一般社団法人等」とは、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除きます。)、労働者協同組合、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている一定の法人をいいます(所法177①、所令301①)。

3 源泉徴収義務の特例

個人又は内国法人(非課税法人を除きます。)若しくは外国法人に対して支払われる上記1の表①から⑥までに掲げる配当等について、国内における支払の取扱者(口座管理機関)を通じて交付される場合にあっては、その配当等に係る所得税及び復興特別所得税については、その配当等の支払者ではなく、支払の取扱者が源泉徴収をすることとされています(措法9の3の2①)。

(注) 上記1の表①の配当等から除かれている大口株主等が支払を受ける配当等についても、この特例により、支払の取扱者が源泉徴収をすることとされています。

4 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例

居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされています(267ページのII 2参照)。

源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等(以下「源泉徴収選択口座内配当等」といいます。)については、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等(262ページ参照)が源泉徴収をすることとされています。

なお、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得等の計算は、他の配当等に係る配当所得等の金額と区分して行うこととされています(措法37の11の6①)。

5 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の概要

居住者又は恒久的施設を有する非居住者(非課税口座を開設しようとする年の1月1日において18歳以上の人に限り、)以下5において「居住者等」といいます。)が、金融商品取引業者等(262ページ参照)の営

業所に開設した非課税口座^(注1)に、非課税管理勘定^(注2)を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間、累積投資勘定^(注3)を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間又は特定累積投資勘定^(注4)及び特定非課税管理勘定^(注5)を設けた日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものである配当等に限り、）については、所得税が課されません（措法9の8、措法37の14⑤一）。

なお、非課税口座に受け入れることができる上場株式等は、非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に取得等をした上場株式等で、取得対価の合計額が非課税管理勘定については120万円（平成27年分以前の非課税管理勘定については100万円）、累積投資勘定については40万円、特定累積投資勘定については120万円、特定非課税管理勘定については240万円を超えないもの等一定のものに限り、（措法37の14⑤二、四、六）。

(注)1 非課税口座とは、居住者等が、246ページの(3)イの「非課税口座開設届出書」の提出により開設する口座で、その金融商品取引業者等との間で締結した次に掲げる契約に基づきそれぞれ次に定める期間に開設された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（この契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限り、）をいいます（措法37の14⑤一）。

- (1) 「非課税上場株式等管理契約」…平成26年1月1日から令和5年12月31日までの期間
- (2) 「非課税累積投資契約」…平成30年1月1日から令和5年12月31日までの期間
- (3) 「特定非課税累積投資契約」…令和6年1月1日以後の期間

2 非課税管理勘定とは、非課税上場株式等管理契約に基づき、非課税口座に係る振替口座簿に記載等がされる上場株式等について、その記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から令和5年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます（措法37の14⑤三）。

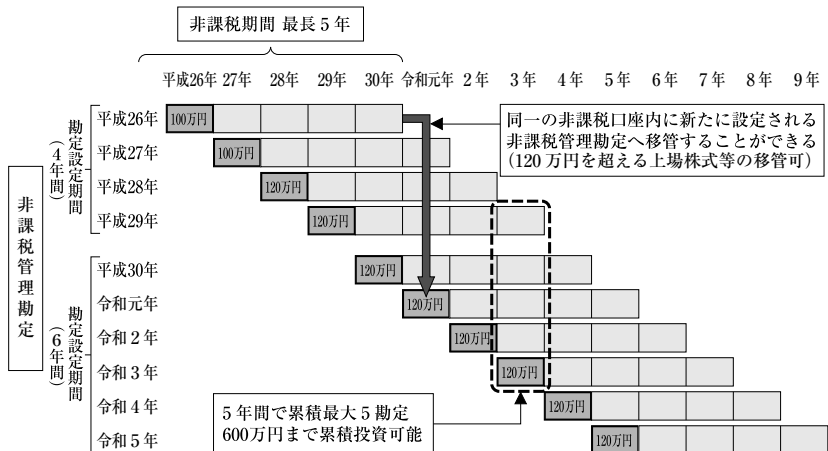
3 累積投資勘定とは、非課税累積投資契約に基づき、非課税口座に係る振替口座簿に記載等がされる累積投資上場株式等について、その記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から令和5年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます（措法37の14⑤五）。

4 特定累積投資勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき、非課税口座に係る振替口座簿に記載等がされる特定累積投資上場株式等について、その記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定

で、令和6年以後の各年に設けられるものをいいます（措法37の14⑤七）。

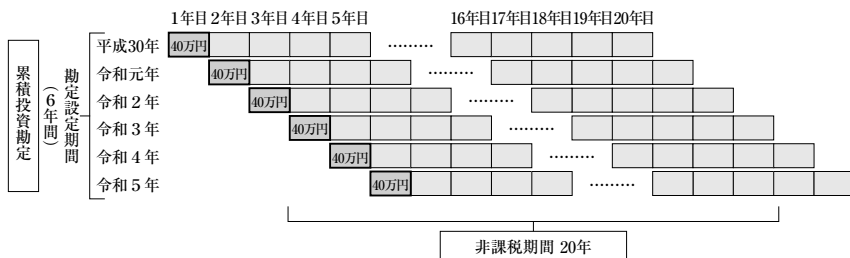
- 5 特定非課税管理勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき、非課税口座に係る振替口座簿に記載等がされる上場株式等について、その記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいいます（措法37の14⑤八）。

【概要図】〔非課税管理勘定〕



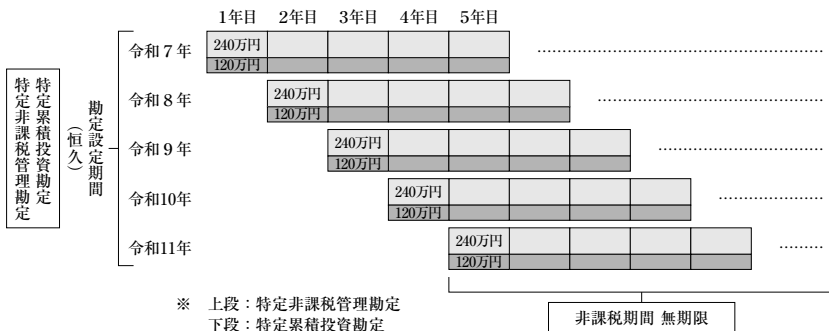
項目	内容
1 非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
2 非課税投資額	非課税管理勘定の設定年に、次の金額の合計額で120万円（その口座の他の年分の非課税管理勘定等から、その他の年分の非課税管理勘定等の非課税期間終了時に移管がされる上場株式等がある場合には、その上場株式等の時価の金額を控除した金額）を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可） ① その年中の新規投資額 ② その口座の他の年分の非課税管理勘定等から移管する上場株式等（非課税期間終了時に移管がされる上場株式等を除く）の時価 ※ 非課税期間終了時に移管がされる上場株式等については、その払出し時の時価が120万円を超える場合であっても移管可
3 非課税投資総額	最大600万円（120万円×5年間）
4 保有期間	最長5年間、途中売却は自由（売却部分の枠は再利用不可）
5 非課税管理勘定設定数	各年分ごとに1非課税管理勘定のみ設定可（累積投資勘定との併設不可、一定の手続の下で、各年分ごとに金融商品取引業者等の変更可）
6 開設者	居住者等（口座開設年の1月1日において18歳以上である者）
7 口座開設期間	平成26年から令和5年までの10年間

【概要図】〔累積投資勘定〕



項目	内容
1 非課税対象	非課税口座内の公募等株式投資信託の配当等、譲渡益
2 非課税投資額	累積投資勘定の設定年に、定期かつ継続的に投資した額の合計額で40万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3 非課税投資総額	最大240万円（40万円×6年間）
4 保有期間	最長20年間、途中売却可（売却部分の枠は再利用不可）
5 累積投資勘定設定数	各年分ごとに1累積投資勘定のみ設定可（非課税管理勘定との併設不可、一定の手続の下で、各年分ごとに金融商品取引業者等の変更可）
6 開設者	居住者等（口座開設年の1月1日において18歳以上である者）
7 口座開設期間	平成30年から令和5年までの6年間

【概要図】〔特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定〕



(特定累積投資勘定)

項目	内容
1 非課税対象	非課税口座内の公募等株式投資信託の配当等、譲渡益
2 非課税投資額	特定累積投資勘定の設定年に、定期かつ継続的に投資した額の合計額で120万円を上限（その年において特定累積投資勘定に受け入れた上場株式等及びその年において特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の取得対価の額の合計額並びに特定累積投資勘定基準額 ^(注1) の合計額が1,800万円を超えることとなる場合を除く。）
3 非課税保有限度額	特定非課税管理勘定と合わせて1,800万円
4 保有期間	無期限、途中売却可（売却部分の枠は売却の翌年以降再利用可 ^(注2) ）
5 特定累積投資勘定設定数	各年分ごとに1特定累積投資勘定のみ設定可（一定の手続の下で、各年分ごとに金融商品取引業者等の変更可）、特定非課税管理勘定との併設可
6 開設者	居住者等（口座開設年の1月1日において18歳以上である者）
7 口座開設期間	令和6年以後の期間

(注) 1 特定累積投資勘定基準額とは、前年末時点で特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する一定の金額のことをいいます（措法37の14⑤六イ）。

2 売却部分の枠を再利用する場合、年間非課税投資上限額360万円（特定累積投資勘定の上限額が120万円、特定非課税管理勘定の上限額が240万円）を超えることはできません。次の「特定非課税管理勘定」についても同じです。

(特定非課税管理勘定)

項 目	内 容
1 非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
2 非課税投資額	特定非課税管理勘定の設定年に新規に投資した額の合計額で240万円を上限（その年における特定非課税管理勘定に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定非課税管理勘定基準額 ^(注) の合計額が1,200万円を超える場合並びにその年において特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等及びその年において特定非課税管理勘定に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合を除く。）
3 非課税保有限度額	特定累積投資勘定と合わせて1,800万円（内、特定非課税管理勘定は1,200万円）
4 保有期間	無期限、途中売却自由（売却部分の枠は売却の翌年以降再利用可）
5 特定非課税管理勘定設定数	各年分ごとに1特定非課税管理勘定のみ設定可（一定の手続の下で、各年分ごとに金融商品取引業者等の変更可）
6 開設者	居住者等（口座開設年の1月1日において18歳以上である者）
7 口座開設期間	令和6年以後の期間

(注) 特定非課税管理勘定基準額とは、前年末時点で特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する一定の金額をいいます（措法37の14⑤六ハ(1)）。

(2) 非課税扱いの対象となる配当等

この制度による非課税扱いの対象となる非課税口座内の上場株式等の配当等とは、非課税上場株式等管理契約^(注1)、非課税累積投資契約^(注2)又は特定非課税累積投資契約^(注3)に基づき非課税口座に係る振替口座簿に記載等がされている一定の株式等（非課税口座内上場株式等）の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいい、私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除きます。）のうち、次に掲げる配当等^(注4)をいいます（措法9の8、措法37の11②一、措令25の9②、措規18の10①）。

イ 非課税上場株式等管理契約及び特定非課税累積投資契約（特定非課税管理勘定に係るもの）

- (イ) 金融商品取引所に上場されている株式等の配当等
- (ロ) 店頭売買登録銘柄として登録された株式の配当等
- (ハ) 店頭管理銘柄株式の配当等
- (ニ) 認可金融商品取引業協会の定める規則に従い、登録銘柄として認可金融商品取引業協会に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券の配当金

- (ホ) 外国金融商品市場において売買されている株式等の配当等
- (ヘ) 公募株式等証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配
- (ト) 特定投資法人の投資口の配当等

口 非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約（特定累積投資勘定に係るもの）

- (イ) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権のうち、金融商品取引所に上場されている株式等の収益の分配
- (ロ) 公募株式等証券投資信託（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配

- (注) 1 非課税上場株式等管理契約とは、居住者等が、この契約に係る非課税制度の適用を受けるために金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において一定の事項が定められているものをいいます（措法37の14⑤二）。
- 2 非課税累積投資契約とは、居住者等が、この契約に係る非課税制度の適用を受けるために、金融商品取引業者等と締結した「累積投資契約」^(※)により取得した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において一定の事項が定められているものをいいます（措法37の14⑤四）。
- ※ 「累積投資契約」とは、一定額の上記ロイ又はロの上場株式等につき、定期的に継続して金融商品取引業者等に買付けの委託をするなどして取得することを約した契約で、あらかじめその買付けの委託等をする上場株式等の銘柄が定められているものをいいます（措法37の14⑤四）。
- 3 特定非課税累積投資契約とは、居住者等が、この契約に係る非課税制度の適用を受けるために、金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において一定の事項が定められているものをいいます（措法37の14⑤六）。
- 4 非課税の対象となる配当等は、非課税口座を開設する金融商品取引業者等を経由して交付されるものに限られていますので、上場株式等の発行者から直接交付される配当等は課税扱いとなります。
- 5 「株式等」とは、租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等をいいます。
- 6 租税特別措置法第37条の11第2項第1号に規定する株式等（上記イイ）からホ）までの配当等のうち、その配当等の支払に係る基準日においてその配当を支払う内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人がその内国法人から支払を受ける配当等を除きます（措法9の8ーイ）。

(3) 非課税口座の開設に関する手続

イ 非課税口座の開設等

金融商品取引業者等の営業所において非課税口座を開設しようとする居住者等は、非課税口座を開設しようとする年（以下5において「口座開設年」といいます。）の1月1日（「勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」等を添付して非課税口座開設届出書の提出をするなど一定の場合には、その口座開設年の前年の10月1日）からその口座開設年において最初に非課税の適用を受けようとする上場株式等を非課税口座に受け入れる日までに、「非課税口座開設届出書」を、その口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出（非課税口座開設届出書の提出に代えて行う電磁的方法によるその非課税口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）しなければなりません（措法37の14⑤一、措令25の13⑤）。

なお、非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その非課税口座開設届出書に記載された事項をe-Taxによりその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければなりません（措法37の14⑥）。

(注) 非課税口座開設届出書の提出をしようとする居住者等は、その提出をする際、金融商品取引業者等の営業所の長に住民票の写しその他の書類を提示等して氏名、生年月日、住所及び個人番号（その提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、その提出をする居住者等の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えている場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、その告知した事項について確認を受けることになっています（下記(5)の帰国届出書の提出をする際も同様の告知・確認が必要となります。）（措法37の14⑧②⑤）。

ロ 未成年者口座の開設者が18歳に到達した場合の非課税口座の自動開設

居住者等が、平成29年以後の各年（その年1月1日において18歳である年に限ります。）の1月1日において、金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座（251ページ参照）を開設している場合には、同日にその金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設したものとみなされます（措法37の14⑩⑪⑫）。

(4) 非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定に関する手続

イ 金融商品取引業者等変更届出書の提出等

非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座（以下「変更前非課税口座」といいます。）に設けられるべき非課税管理勘定、

累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合は、その変更前非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下5において「勘定設定年」といいます。）の前年10月1日からその勘定設定年の9月30日までの間に、「金融商品取引業者等変更届出書」（以下5において「変更届出書」といいます。）を変更前非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に提出（変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による変更届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）しなければなりません。ただし、勘定設定年の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に既に入場株式等を受け入れている場合は、金融商品取引業者等の営業所の長は、その変更届出書を受理することができません（措法37の14⑬）。

なお、変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その変更届出書に記載された事項（以下5において「変更届出事項」といいます。）をe-Taxによりその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければなりません（措法37の14⑭）。

また、変更届出事項を所轄税務署長に提供した金融商品取引業者等の営業所の長は、その変更届出書を提出した居住者等に対し、勘定廃止通知書を交付又は勘定廃止通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければなりません（措法37の14⑮）。

□ 非課税口座廃止届出書の提出等

非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座について非課税の適用を受けることをやめようとする場合は、「非課税口座廃止届出書」（以下5において「廃止届出書」といいます。）を、非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に提出（廃止届出書の提出に代えて行う電磁的方法による廃止届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）しなければなりません（措法37の14⑯）。

なお、廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その廃止届出書に記載された事項（以下5において「廃止届出事項」といいます。）をe-Taxによりその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければなりません（措法37の14⑰）。

また、廃止届出事項を所轄税務署長に提供した金融商品取引業者等

の営業所の長は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるときに限り、その廃止届出書の提出をした居住者等に対し、非課税口座廃止通知書を交付又は非課税口座廃止通知書に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければなりません（措法37の14⑱）。

- ① 廃止届出書の提出を1月1日から9月30日までの間に受けた場合……その提出を受けた日においてその非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられていたとき
- ② 廃止届出書の提出を10月1日から12月31日までの間に受けた場合……その提出を受けた日においてその非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

ハ 非課税管理勘定廃止通知書等の提出等

上記イの勘定廃止通知書の交付若しくは勘定廃止通知書に記載すべき事項の電磁的方法による提供又は上記ロの非課税口座廃止通知書の交付若しくは非課税口座廃止通知書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を受けた居住者等が、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定の再設定及び非課税口座の再開設をしようとする場合は、その非課税口座の開設及び非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定の設定をしようとする金融商品取引業者等の営業所の長に対して、口座開設年の前年10月1日からその口座開設年において最初に非課税の適用を受けようとする上場株式等をその口座に受け入れる日又はその口座開設年の9月30日のいずれか早い日までに、「勘定廃止通知書」若しくは「非課税口座廃止通知書」（以下「廃止通知書」と総称します。）若しくは廃止通知書に記載すべき事項を記載した書類を添付又は廃止通知書に記載すべき事項を記載した「非課税口座開設届出書」を提出するか、又は非課税口座開設届出書の提出と併せて電磁的方法により廃止通知書に記載すべき事項を提供しなければなりません^(註)（措法37の14⑤一、措令25の13⑤）。

なお、この「廃止通知書」等の提出等を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出等を受けた後速やかに、その廃止通知書等に記載等された事項（以下5において「提出事項」といいます。）をe-Taxによりその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければなりません（措法37の14⑳）。

(注) 金融商品取引業者等の営業所に既に非課税口座を開設している居住者等が、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定の再設定をしようとする場合には、廃止通知書又は廃止通知書に記載すべき事項を記載した書類のみを金融商品取引業者等の営業所の長に提出（電磁的方法による廃止通知書に記載すべき事項の提供を含みます。）します（措法37の14⑩）。

二 非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の再設定等

上記ハにより提出事項の提供を受けた所轄税務署長は、非課税口座の開設若しくは非課税口座への非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の設定ができる旨又はその非課税口座の開設若しくは非課税口座への非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の設定ができない旨を、e-Taxによりその金融商品取引業者等の営業所の長に提供しなければなりません（措法37の14⑪）。

なお、非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨の提供を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、新たに開設する非課税口座又は既開設の非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を設定することができることとなりますが、その非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定は上記の所轄税務署長からのその提供があった日（その勘定を設定しようとする年分の1月1日前にその提供があった場合には、その1月1日）に、特定非課税管理勘定は特定累積投資勘定と同時に設けられることとなります（措法37の14⑤三、五、七、八）。

(5) 非課税口座を開設している居住者等が出国をする場合の手続

非課税口座を開設している居住者等が、出国により居住者等に該当しないこととなる場合には、その出国の日の前日までに次のいずれかの届出書とその非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません（措法37の14⑫）。

イ 継続適用届出書の提出等

帰国をした後再びその非課税口座において上場株式等の受入れを行わせようとする居住者等で、その居住者等に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をするものが、引き続き非課税制度の適用を受けようとする場合には、継続適用届出書^(注1)をその非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に提出（継続適用届出書の提出に代えて行う電磁的方法によるその継続適用届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）しなければなりません（措法37の14⑬一）。

この居住者等が継続適用届出書を提出した場合には、その居住者等は、引き続き居住者等に該当する者とみなされ、非課税制度の適用を受けることができます（措法37の14^㉓）。

なお、その継続適用届出書の提出をした者が出国をした日からその者に係る帰国届出書^(注2)の提出（帰国届出書の提出に代えて行う電磁的方法によるその帰国届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）をする日までの間に取得した一定の上場株式等は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることはできません（措法37の14^㉕二、四、六、措令25の13^㉖^㉗^㉘、措通（譲）37の14-22）。

おって、継続適用届出書の提出をした居住者等がその継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに帰国届出書の提出をしなかった場合には、その者は同日に非課税口座廃止届出書をその継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなされ、その非課税口座は廃止され、同日後は非課税制度の適用を受けることはできません（措法37の14^㉗^㉘）。

ロ 出国届出書の提出等

上記イの場合以外の場合には、出国届出書をその非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に提出（出国届出書の提出に代えて行う電磁的方法によるその出国届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）しなければなりません（措法37の14^㉚二、措規18の15の3^㉛）。

なお、非課税口座を開設している居住者等が出国により居住者等に該当しないこととなった場合（上記イの継続適用届出書を提出した場合を除きます。）には、その出国の時ににおいて、その者は非課税口座廃止届出書をその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなされますので、その非課税口座は廃止され、その出国の時後は非課税制度の適用を受けることはできません（措法37の14^㉗^㉘）。

(注)1 継続適用届出書とは、居住者等に係る給与等の支払をする者からの転任の命令などのやむを得ない事由に基因して出国をすることとなった事情の詳細等の一定の事項を記載した届出書をいいます（措法37の14^㉚一、措規18の15の3^㉛）。

なお、出国の日の属する年分の所得税につき、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象となる者は、継続適用届出書の提出をすることはできません（措法37の14^㉚一、措通（譲）37の14-23）。

2 帰国届出書とは、帰国をした年月日等の一定の事項を記載した届出書を
いいます（措法37の14㉔、措規18の15の3㉓）。

(6) 届出事項等の本店等一括提供

金融商品取引業者等の営業所の長は、「本店等一括提供に係る承認申請書」をその所轄税務署長に提出して承認を受けることにより、上記(3)イの非課税口座開設届出書に記載された事項等をその所轄税務署長以外の税務署長に対して提供することができます（措法37の14㉓、措令25の13㉔～㉕）。

6 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度

(1) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の概要

金融商品取引業者等（262ページ参照）の営業所に未成年者口座^(注1)を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下6において「居住者等」といいます。）が、次に掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべきその未成年者口座内上場株式等の配当等（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものである配当等に限ります。）については、所得税が課されません（措法9の9①）。

イ 非課税管理勘定^(注2)に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間

ロ 継続管理勘定^(注3)に係る未成年者口座内上場株式等……その未成年者口座にその継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日までの間

(注)1 未成年者口座とは、居住者等（その年1月1日において18歳未満である者又はその年中に出生した者に限ります。）が、255ページの(3)ハの「未成年者口座開設届出書」の提出により開設する口座で、その金融商品取引業者等との間で締結した「未成年者口座管理契約」に基づき平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間に開設された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係るもの（この契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいいます（措法37の14の2⑤一）。

2 非課税管理勘定とは、未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等について、その記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成28年から令和5年までの各年（その居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年

及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日(「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合等にあつてはその提出日等)に設けられるものをいいます(措法37の14の2⑤三)。

なお、非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等は、未成年者口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に取得等をした上場株式等で、取得対価の額の合計額が80万円を超えないもの等一定のものに限られます(措法37の14の2⑤二ロ)。

- 3 継続管理勘定とは、未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等について、その記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和6年から令和10年までの各年(その居住者等が、その年1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられるものをいいます(措法37の14の2⑤四)。

なお、継続管理勘定に受け入れることができる上場株式等は、未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、その継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から、未成年者口座内上場株式等移管依頼書を提出する等の手続により移管される上場株式等で、その移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの等一定のものに限ります(措法37の14の2⑤二ハ)。

【概要図】

項目	内 容
1 非課税対象	未成年者口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
2 非課税投資額	非課税管理勘定の設定年に、次の金額の合計額で80万円(その口座の他の年分の非課税管理勘定から、その他の年分の非課税管理勘定の非課税期間終了時に移管がされる上場株式等がある場合には、その上場株式等の時価の金額を控除した金額)を上限(未使用枠は翌年以降繰越不可) ① その年中の新規投資額 ② その口座の他の年分の非課税管理勘定から移管する上場株式等(非課税期間終了時に移管がされる上場株式等を除く)の時価 ※ 非課税期間終了時に移管がされる上場株式等については、その払出し時の時価が80万円を超える場合であっても移管可
3 非課税投資総額	最大400万円(80万円×5年間)
4 開設者	居住者等(口座開設年の1月1日において18歳未満である者又はその年に出生した者)
5 口座開設期間	平成28年4月1日から令和5年12月31日までの8年間
6 払出制限	その年3月31日において18歳である年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までは原則として未成年者口座及び課税未成年者口座からの払出しは不可

でに掲げる配当等)をいいます^(注2)(措法9の9①)。

(注)1 未成年者口座管理契約とは、居住者等がこの非課税制度の適用を受けるために、金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において一定の事項が定められているものをいいます(措法37の14の2⑤二)。

2 245ページの(注)4から6までは、この非課税扱いの対象となる配当等においても同じです。

(3) 未成年者口座の開設に関する手続

イ 未成年者非課税適用確認書の交付申請書の提出等

未成年者非課税適用確認書^(注1)の交付を受けようとする居住者等は、平成28年1月1日から令和5年9月30日までの間に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」(以下6において「交付申請書」といいます。)を金融商品取引業者等の営業所の長に提出(交付申請書の提出に代えて行う一定の方法による交付申請書に記載すべき事項の提供を含みます。)しなければなりません^(注2)(措法37の14の2⑫)。

なお、交付申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その交付申請書に記載された事項(番号既告知者から提出を受けた申請書にあっては、その者の個人番号を含みます。以下6において「申請事項」といいます。)をe-Taxによりその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければなりません(措法37の14の2⑬)。

(注)1 未成年者非課税適用確認書とは、居住者等からの申請に基づき所轄税務署長から交付を受けた書類で、未成年者口座に非課税管理勘定を設けることができる旨その他の事項が記載されたものをいいます(措法37の14の2⑤七)。

2 未成年者非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、交付申請書の提出をする際、金融商品取引業者等の営業所の長に住民票の写しその他の書類を提示等して、氏名、生年月日、住所及び個人番号(交付申請書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、その交付申請書の提出をする居住者等の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えている場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、その告知した事項についての確認を受けることになっています(下記ハの未成年者口座開設届出書の提出をする際も同様の告知・確認が必要となります。)(措法37の14の2⑬⑰、措令25の13の8⑳)。

ロ 未成年者非課税適用確認書の交付等

申請事項の提供を受けた所轄税務署長は、未成年者非課税適用確認書又は未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨等を記載した書面を、金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、申請者に交付しなければなりません(措法37の14の2⑯)。

ハ 未成年者口座の開設等

金融商品取引業者等の営業所において未成年者口座を開設しようとする居住者等（その口座を開設しようとする年（以下6において「口座開設年」といいます。）の1月1日において18歳未満である者又はその年中に出生した者に限ります。）は、口座開設年の前年10月1日からその口座開設年において最初にこの非課税制度の適用を受けようとする上場株式等を未成年者口座に受け入れる日（「未成年者口座廃止通知書」^(注1)を添付する場合には、その受け入れる日又はその口座開設年の9月30日のいずれか早い日）までに、「未成年者口座開設届出書」に「未成年者非課税適用確認書」又は「未成年者口座廃止通知書」を添付して、その口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出（未成年者口座開設届出書の提出に代えて行う一定の方法による未成年者口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）しなければなりません（措法37の14の2⑤一、措令25の13の8②）。

なお、未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付した未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その提出をした居住者等の氏名等の事項（以下6において「提出事項」といいます。）をその金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長にe-Taxにより提供しなければなりません^(注2)（措法37の14の2①②③）。

また、未成年者口座開設届出書に添付して提出される未成年者口座廃止通知書の提出があった場合において、その提出事項の提供を受けた所轄税務署長は、未成年者口座の開設ができる旨又は未成年者口座の開設ができない旨等を、e-Taxによりその金融商品取引業者等の営業所の長に提供しなければなりません（措法37の14の2④）。

(注) 1 未成年者口座廃止通知書とは、未成年者口座を開設している居住者等が、その未成年者口座についてこの非課税制度の適用を受けることをやめようとする場合に、一定の事項を記載した「未成年者口座廃止届出書」を、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出（未成年者口座廃止届出書の提出に代えて行う一定の方法による未成年者口座廃止届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）することにより交付を受ける書類をいいます（措法37の14の2⑤八、②②）。

2 提出事項の提供などについて、所轄税務署長の承認を受けた場合には、各営業所の分を本店等が一括して提供することができます（措法37の14の2⑤、措令25の13の8②⑤）。

(4) 非課税管理勘定が設けられた年の1月1日から5年を経過し、継続管理勘定が設けられる場合の取扱い

非課税管理勘定が設けられている未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長は、その非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日においてその未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日にその非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等をその非課税管理勘定からその継続管理勘定に移管しなければなりません。

ただし、未成年者口座を開設している居住者等が、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を継続管理勘定に移管しないことを依頼する旨等一定の事項を記載した書類の提出（その書類の提出に代えて行う電磁的方法によるその書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合には、その金融商品取引業者等の営業所の長は、その書類（電磁的方法により提供されたその書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。）に記載又は記録がされた当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等をその継続管理勘定に移管することはできません（措令25の13の8④⑫二、三、措規18の15の10⑨）。

(5) 未成年者口座管理契約等に反する行為があった場合の取扱い

この非課税制度は、未成年者口座を開設した居住者等が基準年（居住者等が3月31日において18歳である年をいいます。以下6において同じです。）の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までの間、上場株式等及び金銭等（譲渡対価又は配当等として交付を受ける金銭等）を未成年者口座及び課税未成年者口座^(注1)から払い出すことが原則として禁止されています。これに反して、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者等の基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までにこれらの口座からの上場株式等の払出しなどの契約不履行等事由^(注2)が生じた場合には、それまでに未成年者口座において生じた所得については、遡及して課税することとされています（措法37の14の2⑥）。

(注)1 課税未成年者口座とは、未成年者口座を開設した居住者等が、その未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又はその金融商品取引業者等と一定の関係にある法人の営業所に開設している特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（課税未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）により構成されるもの（2以上の特

定口座が含まれないものに限ります。)で、その未成年者口座と同時に設けられるものをいいます(措法37の14の2⑤五)

2 契約不履行等事由とは、未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座管理契約又はこれらの履行について、次に掲げる事由に該当したことをいいます(措法37の14の2⑥)。

イ 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号ホ若しくはへ又は第6号ハ若しくはニに掲げる要件に該当しない事由が生じたこと

ロ 未成年者口座又は課税未成年者口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるものを除きます。)をしたこと

なお、災害、疾病その他のやむを得ない事由(租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項各号に定める事由をいいます。以下6において「災害等事由」といいます。)等に基因してその未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭等の全てを払い出す場合には、契約不履行等事由には該当しません。

ただし、災害等事由に該当して非課税管理勘定又は継続管理勘定から上場株式等又は金銭等の移管を行う場合には、居住者等は、その事由が生じたことについて、居住者等の納税地の所轄税務署長へ、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書」(災害等の事由が生じたことを明らかにする書類が添付されているものに限ります。)の提出(その事由が生じた日から11月を経過する日までに行われるものに限ります。)をし、所轄税務署長からの確認を受ける必要があります。また、その居住者等は、その税務署長から交付された「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書」を、その未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長にその事由が生じた日から1年を経過する日まで提出する必要があります(措令25の13の8⑧、措規18の15の10⑥⑦)。

(6) 契約不履行等事由が生じた場合の源泉徴収

イ 譲渡所得等に対する源泉徴収

未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者等の基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等は、その契約不履行等事由が生じたことによる未成年者口座の廃止の際、次の①に掲げる金額から②に掲げる金額を控除した金額に15.315%(支払を受けるべき日現在において都道府県内に住所を有する個人については、他に地方税5%)の税率を乗じて計算した金額を源泉徴収しなければなりません(措法37の14の2⑧、復興財確法28)。

① 次に掲げる金額の合計額

(イ) 未成年者口座を設定した日からその廃止の日までの間に支払われたその未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の一定の譲渡対価の額の合計額

- (ロ) 未成年者口座を設定した日からその廃止の日までの間にその未成年者口座から課税未成年者口座に移管がされた上場株式等のその移管があった時における払出し時の金額の合計額
 - (ハ) 未成年者口座を廃止した日において未成年者口座に係る振替口座簿に記載等がされている上場株式等のその廃止の日における払出し時の金額の合計額
- ② 未成年者口座を設定した日からその廃止した日までの間においてその未成年者口座に記載等がされた上場株式等の取得対価の額及びその上場株式等の譲渡に要した費用の合計額（一定の取得対価の額及び譲渡に要した費用の額を除きます。）

ロ 配当所得に対する源泉徴収

未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者等の基準年の前年12月31日又は令和5年12月31日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、その未成年者口座の設定の時からその契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等について、契約不履行等事由が生じた時にその配当等の支払があったものとみなして、その未成年者口座を開設されていた金融商品取引業者等が、配当等の支払の取扱者として15.315%（支払を受けるべき日現在において都道府県内に住所を有する個人については、他に地方税5%）の税率を乗じて計算した金額を源泉徴収しなければなりません（措法9の9②、復興財確法28）。

ハ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

上記イ及びロにより源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（措令5の2の3①、25の13の8②、措規5の5の3、18の15の10⑮⑯、国税通則法34①、復興財確法28⑧、復興特別所得税政令10③、復興特別所得税省令6）。

7 上場証券投資信託等の償還金に係る課税の特例

内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が上場証券投資信託^(注1)及び上場特定受益証券発行信託^(注2)（以下「上場証券投資信託等」といいます。）の終了又は一部の解約により支払を受ける金銭等のうち、収益の分配として課税される部分については、所得税を課さない（源泉徴収を要しない）

こととされています（措法9の4の2①）。

この場合において、国内において上場証券投資信託等の終了（信託の併合に係るものである場合は、一定のものに限ります。）又は一部の解約により金銭等の支払をする者は、その支払をする金銭等の額その他一定の事項を記載した支払調書を、その上場証券投資信託等の終了又は一部の解約があった日の属する月の翌月末日までに、その支払をする者の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（措法9の4の2②）。

(注) 1 上場証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託のうちその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘のうち、同項第1号に掲げる場合に該当するものをいいます。）により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）で、次のイ及びロの要件を満たすものをいいます（措令4の7の2①）。

イ その証券投資信託等の受益権が金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設定されたものを含みます。）に上場されていること又は上場されていたこと。

ロ その証券投資信託等の委託者指図型投資信託約款又は信託契約に、受益権の上場が廃止された場合には、その廃止された日にその証券投資信託等を終了するための手続を開始する旨の定めがあること。

2 上場特定受益証券発行信託とは、法人税法第2条第29号ハに規定する特定受益証券発行信託で、上記1のイ及びロの要件を満たすものをいいます（措令4の7の2①）。

8 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配についての源泉徴収の不適用の特例

金融商品取引業者等（証券会社、登録金融機関及び投資信託委託会社に限ります。）が、募集等の取扱いを行った公募株式等証券投資信託（特定株式投資信託及び上記7の上場証券投資信託等を除きます。）の受益権を顧客からの買取請求に応じて買い取った場合において、その受益権が信託の設定（追加設定を含みます。）から買取りまでの期間を通じて振替口座簿への振替記載等の方法により管理されていたものであるときは、その金融商品取引業者等がその買取りの日又は同日の翌営業日（その買取りが、その公募株式等証券投資信託の一部の解約ができない期間（いわゆるクローズド期間）中に行われたものである場合には、クローズド期間の終了する日の翌営業日又は翌々営業日）にその公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうちその顧客がその受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額については、源泉徴収を行わないこととされています（措法9の5、措令4の8①④⑤）。

9 相続財産である非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の不適用の特例

相続又は遺贈により財産を取得（相続税法又は租税特別措置法第70条の7の3（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）若しくは租税特別措置法第70条の7の7（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含みます。）した個人でその相続又は遺贈について納付すべき相続税額がある者が、その相続の開始があった日の翌日からその相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、その相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された非上場株式をその発行会社に譲渡した場合において、その譲渡の対価として交付を受けた金銭の額がその発行会社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、のみなし配当課税を行わずに、譲渡対価の全額を株式の譲渡による収入金額として譲渡所得の金額の計算をすることとされています^(注)（措法9の7）。

(注) 納付すべき相続税額がない場合には、この特例の適用を受けることができません。

なお、この特例の適用を受けようとする人は、非上場株式をその発行会社に譲渡する時まで、①この特例の適用を受けようとする旨、②自己の氏名・住所・個人番号及び被相続人の氏名・死亡時の住所・死亡年月日、③納付すべき相続税額又はその見積額並びに④相続税額の課税価格に算入された株式の数及びそのうちその株式の発行会社に譲渡しようとするもの数などを記載した届出書を、その発行会社に提出しなければならないこととされています（措令5の2②）。

また、その届出書の提出を受けた非上場会社は、その非上場株式を譲り受けた場合には、①譲り受けた株式の数、②1株当たりの譲受けの対価の額及び③譲り受けた年月日を記載した届出書を、上記の特例適用者から提出された届出書とあわせて、譲り受けた日の属する年の翌年1月31日までに所轄税務署長に提出するとともに、これらの届出書の写しを作成し、届出書を提出した日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています（措令5の2③④、措規5の5）。

Ⅲ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

居住者及び内国法人に対し、国内において配当等を支払う際に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その配当等を支払った月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「配当等の所得税徴収高計算書(納付書)」(投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得税及び復興特別所得税の場合は「利子等の所得税徴収高計算書(納付書)」)を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します(所法181①、220、所規80、国税通則法34①、復興財確法28⑧、復興特別所得税省令6)。ただし、配当等(投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配を除きます。)のうち、その支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がされない配当等については、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、その未払配当について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をし、その日の属する月の翌月10日までに納付します(所法181②、212④)。

なお、未成年者口座等に係る契約不履行等事由が生じた場合の納付手続は257ページを、源泉徴収選択口座内配当等の納付手続は270ページを参照してください。